

介護保険料 所得段階別保険料早見表（令和6～8年度）

所得段階	対象		保険料	
			年額	割合
第1段階	生活保護受給者		20,100円	基準額×0.285
	世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者			
第2段階	本人が市民税非課税である方	本人の基準判定所得（「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額）が80万円以下の方	34,300円	基準額×0.485
第3段階		本人の基準判定所得（「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額）が120万円を超える方	48,400円	基準額×0.685
第4段階		同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の基準判定所得（「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額）が80万円以下の方	63,700円
第5段階（基準段階）		本人の基準判定所得（「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額）が80万円を超える方	<b>70,800円</b>	<b>基準額</b>
第6段階	本人が市民税課税	本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が120万円未満の方	84,900円	基準額×1.20
第7段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が120万円以上210万円未満の方	92,000円	基準額×1.30
第8段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が210万円以上320万円未満の方	106,200円	基準額×1.50
第9段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が320万円以上420万円未満の方	120,300円	基準額×1.70
第10段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が420万円以上520万円未満の方	134,500円	基準額×1.90
第11段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が520万円以上620万円未満の方	148,600円	基準額×2.10
第12段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が620万円以上720万円未満の方	162,800円	基準額×2.30
第13段階		本人の基準判定所得（「合計所得金額」）が720万円以上の方	169,900円	基準額×2.40

※基準判定所得とは、

○加入者本人が市民税**非課税**の方：加入者本人の前年分の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計

○加入者本人が市民税**課税**の方：加入者本人の前年分の「合計所得金額」

●**課税年金収入額**・・・老齢基礎年金や退職年金などの課税対象となる年金の合計額で、遺族年金や障害者年金などの非課税年金は含みません。

●**合計所得金額**・・・収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除等の所得控除を差し引く前の金額です。なお、住民税等の「合計所得金額」と取扱いが一部異なります。